

広報いながわ

編集発行：猪名川町 町長公室 ☎0727-66-0001

〒666-02兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11の1

選挙特集号

町長選挙・町議会議員補欠選挙同時執行

投票日は10月26日(日)



一票の夢かなうまち猪名川

町長選挙・町議会議員補欠選挙は、明日、二十一日に告示されたのち、五日間の選挙運動が展開され、十月二十六日が投票日となります。

わが国では、基本的に、住民が政治家を選び、選ばれた政治家が国や自治体の最終的意思決定を行うといった間接民主制をとっています。住民に代わって政治を行う議員や首長は、住民の代表といえます。この住民の代表を代表と見なすなかち、選挙がみなさんにとって政治・行政に参加する最も大きな手段といえます。

この選挙は、私たちの暮らしや今後のまちづくりに大きく関わる大切な選挙です。各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報をよく読むなどして公約を確認し、みんなそろって投票しましょう。

投票方法

今回の選挙では、町長選挙と町議会議員補欠選挙の2回投票することになります。

▼町長選挙 投票用紙は、白色・候補者氏名を記入
▼町議会議員補欠選挙 投票用紙は、肌色・候補者氏名を記入

投票できる人

投票できる人は、昭和五十二年十月二十七日までに生まれた人で、平成九年七月二十日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。

なお、投票日の前日までに町外へ転出された方は、投票できません。

投票所と入場券

投票所は町内十三カ所に設置します。(裏面を参照ください)

各有権者宛に郵送する「投票入場券」に指定された投票所を確認し、当日(二十一日)入場券を持参ください。

なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日、係員に申し出てください。

投票日までに投票入場券が手元に届かなかったときは、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

開票

開票は当日、午後七時十五分から社会福祉会館で行い、開票状況は、午後八時から三十分おきに館内で発表します。

選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は新聞折り込みで配布します。新聞を購読されていない家庭には郵送します。

選挙に関する問い合わせは

町選挙管理委員会
☎66-8708



不在者投票は10月21日から

土曜日にも実施

投票日に、仕事の都合や旅行などでどうしても投票に行くことができない人は、あらかじめ投票を済ませておく不在者投票ができます。簡単な手続きをするだけで投票できますのでぜひ利用してください。

▽とき 10月21日(火)から同日25日(土)午前8時30分～午後5時

▽ところ 役場1階会議室

印鑑と入場券を持参ください。(入場券未着の場合は印鑑のみ持参)

病院での不在者投票

都道府県選挙の指定する病院(老人ホーム含む)に入院している人についても不在者投票制度がありますので、病院に問い合わせください。

点字投票

身体が不自由などの理由で自分で候補者の氏名が書けない人には、係員が代筆する「代理投票」制度があります。また、点字投票制度もありますので係員へ申し出てください。

不在者投票制度の利用を



(表1)

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、小腸・直腸の障害	1級もしくは3級
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓又は呼吸器の障害	特別項症から第3項症まで

郵便による不在者投票を希望される方は、早めに手続をしてください。

この制度は、身体に重度の障害があるため、投票所に行つて投票できない人に現在、住んでいる場所で投票していただくこととする制度です。

この投票ができる人は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人です。

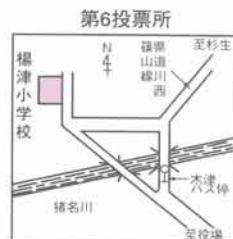
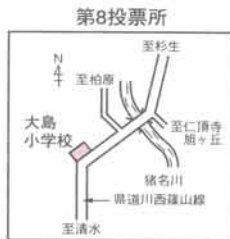
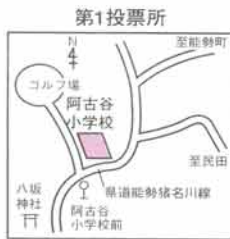
「郵便投票証明書」を持っておられる方は、十月二十二日までに投票用紙の請求をしてください。

郵便による不在者投票を

郵便による不在者投票を希望される方は、早めに手続をしてください。同証明信書の交付を受けていない対象者は、町選挙準備付の申請書に各手帳を添えて町選挙へ(郵送または代理人による持参も可)。

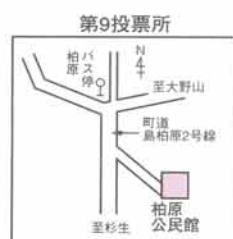
「郵便投票証明書」を持っておられる方は、十月二十二日までに投票用紙の請求をしてください。

不在者投票



投票所一覧

投票区	投票所名称	区域(大字・町表示など)
1	阿古谷小学校体育館	民田、上阿古谷、下阿古谷
2	紫合公会堂	北田原、南田原、北野、紫合
3	猪名川小学校体育館	柏梨田、上野、若葉
4	広根公会堂	広根、銀山、猪沢、つつじが丘
5	槻並自治会館	槻並
6	楊津小学校特別教室(1階)	万善、木津、木間生
7	六瀬コミュニティセンター憩いの部屋	柘原、林田、笹尾、清水(のうち字平田、馬場、長田の区域を除く)
8	大島小学校たんばお教室	清水(のうち字平田、馬場、長田の区域)及び清水東、仁頂寺、島、鎌倉、西畑、杉生、旭ヶ丘
9	柏原公民館集会室	柏原
10	猪名川台自治会館	差組、肝川
11	松尾台集会所	原、松尾台
12	伏見台集会所	内馬場、伏見台
13	白金小学校体育館	白金



あなたの投票所です

町内13カ所の投票所で10月26日(日)午前7時から午後6時まで町長選挙・町議会議員補欠選挙の投票を行います。投票所は、大字や各地区内の有権者数と地理的な要因によって決められています。26日の投票日には、あなたの投票所を確認し、必ず投票しましょう。



次の行為も選挙違反となります。
 ① 政党、その他の政治団体による氏名などの宣伝活動(宣伝カー・文書(図画)など)
 ② 候補者などが有権者の家を訪問し、投票依頼をすること
 ③ 選挙事務所の酒・ビールなど飲食物の提供(法規内での弁当・茶菓子を除く)
 ④ きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。私たちのくらしにつながる政治や選挙を一人ひとりの問題として、有権者がしっかり見守りましょう。

町選挙管理委員会
町明るい選挙推進協議会



公職選挙法では、政治家や候補者または、候補者になろうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。また、有権者もこれらの寄附を求めたり受け取ったりしてはいけません。

3日ない運動で明るい選挙を

贈らない
求めない
受け取らない